

PHP地域経営塾 政策力アップ講座

第29回「公共施設老朽化～業務上過失致死罪が問われる！」



日時 平成25年2月7日(木)13:30～16:30
会場 東京都千代田区PHP研究所2Fホール
講師 神奈川大学人間科学部特任教授 南学
報告者 愛知県議会議員 鈴木 純

高度成長期に建設された歴大なインフラや公共施設が更新時期を迎えるが、財政逼迫、人口減少・高齢化の中でどうマネジメントしていくかは時代の課題といえる。このような中、中央道笹子トンネルの天井板崩落事故は、この更新問題を厳しく突き付け、老朽化を主因とする死傷事故は補償問題とともに管理者が「業務上過失致死傷罪」の刑事被告人となる可能性を示した。今回の調査では、公共施設・インフラマネジメントの課題を探る。

地方財政の時限爆弾

昭和40、50年代のインフラ、公共施設が一斉に老朽化する時限爆弾を抱える中、担当課長は勿論首長まで業務上過失致死傷罪の可能性。臨時財政対策債という赤字地方債の交付税措置への不確実性—17兆円しか原資がないのに6兆円の償還が始まる…。

公共施設管理上の業務上過失致死傷罪

白書以後の課題

施設白書(平成17年藤沢市)は現在100を超える自治体で作成、コンビニよりも集会所が多い、施設利用率は最大で3割、10%未満の施設も多数等の事実が判明するも改革は進んでいない(さいたま市は比較的…)。行政改革の根幹的な課題という認識不足、総合調整だけでは無理、首長のリーダーシップ不足(会議に出ない…首長の日程に職員は注視)。実態把握、更新手法、統廃合、経費削減、効果的投資手法・資金調達等の総合的対応手法が必要。

施設から機能への発想転換

昭和38年に地方自治法の改正、営造物がインフラと公の施設に。どれも同じ〇〇センターの施設内容。公民館の社会学習機能で使うのは10%、教育委員会の「行政財産」を(条例直して)コミュニティセンターに(補助執行)。

稼働時間は非常に少ない

学校施設の稼働率の試算、年10カ月、週5日間、日7時間とすれば

$$0.8 \times 0.7 \times 0.3 = 16.8\%$$

縦割り温存の「行政財産」

目的外使用が不可だった自販機の設置、入札したら1万円が100万円賃料収入に。変化への対応、市民財産という視点。

「行政財産」から「市民財産」へ

市民の税金で建設・運営されている資産、補助金適正化法の改正（多目的の容認）、時代の変化による用途変換、共通した利用形態で統廃合等。公民連携、市民管理、指定管理者制度の活用。

評価で設置目的が問われる

図書館の利用実態の観察から…一宮市の駅ビル図書館の駐車時間不足

韓国の図書館

司書は運営（集客）のプロでもある

図書館とTSUTAYA提携のインパクト

Community centerとしての図書館…人口5万人の武雄市で50年ぶりの「モデル転換」の可能性

評価で設置目的が問われる

公民館の利用形態：特定団体の利用が多い、人気の多目的スペースはNEWスポーツ、飲食の解禁で調理室の利用度アップ、埼玉県吉川市は図書館と併設。学校の余裕教室（教育委員会は空き教室とは言わない）は公民館面積を上回る。公民館の市長部局への管理委任で多目的に。体育館を避難所とするためにもシャワー、更衣室、WC、ラウンジ…平時はクラブ拠点に

「直営 vs 民間」の不毛な対立

平成15年に指定管理者制度の法案成立、3年以内に直営か指定管理者に移行へ。純粋な直営はほとんどない…直営といっても業務委託、管理委託ではないが…

効率的な管理運営による職員削減(1人1500万円)、適正な料金(勝手にキャンセルの減免廃止)、廃止資産の活用売却(小中学校プール)を原資に夢の持てる小中学校の統合へ…時間切れ 16:45